

気候変動適応北海道広域協議会設置要綱

制 定 平成 31 年 2 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により、北海道地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応北海道広域協議会（以下「北海道広域協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
 - ア 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
 - イ 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
 - ウ 地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討
 - エ 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

(構成)

- 第 3 条 協議会は、別紙 1 に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、道、市町村、地域気候変動適応センターその他気候変動適応に関係を有する者で構成する。
- 2 協議会には別紙 2 に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて変更することができる。
 - 3 協議会には必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、北海道地方環境事務所環境対策課において処理する。

(協議会の開催)

- 第 5 条 協議会は、原則として公開とするが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開とする。
- 2 協議会は、必要に応じ分科会及びワーキンググループを設けることができる。

附則

この要綱は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。

一部改正、令和元年 7 月 23 日

一部改正、令和 2 年 11 月 17 日

(別紙1)

気候変動適応北海道広域協議会構成機関

農林水産省 北海道農政事務所
林野庁 北海道森林管理局
国土交通省 北海道開発局
国土交通省 北海道運輸局
気象庁 札幌管区气象台
環境省 北海道地方環境事務所

北海道
札幌市
函館市
旭川市
帯広市
釧路市

北海道地球温暖化防止活動推進センター

(別紙2)

気候変動適応北海道広域協議会アドバイザー

室蘭工業大学大学院工学研究科 教授 中津川 誠

北海道大学大学院農学研究院 森林生態系管理学研究室 教授 中村太士

弘前大学理工学部地球環境防災学科/大学院理工学研究科 教授 野尻幸宏

国立環境研究所 気候変動適応センター